



# 水産情報速報版

H28. 9. 2. No1351  
静岡県漁業協同組合連合会  
☎054-254-6011 Fax054-253-9343  
編集・発行＝指導部漁業振興課  
URL:<http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

## 1. クロマグロの資源・養殖管理を強化

## 水産庁

水産庁は8月26日、東京三田共用会議所において「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」を開催しました。会議には、本県から参加の7人を含め、漁業関係者をはじめ地方自治体の担当者、業界団体など全国から約400人が参加しました。

冒頭、佐藤一雄水産庁長官は、初年度のクロマグロ資源管理に対する関係者の協力に謝意を述べるとともに、今後も漁業者への影響を最小限に、責任ある漁業国として積極的な対応が必要となってくると引き続き理解と協力を求めました。

会議では、宮原正典水産庁国際顧問から、資源状況の報告と今後の議論の焦点となる長期管理目標について考え方が示され、続いて解説に立った、大田慎吾水産庁資源管理部審議官も、国際的な議論の方向性として、資源が悪化した場合の「緊急ルール」策定や長期管理目標が今後の議論の中心となっていくとの見通しを示しました。また、将来的な日本のクロマグロ漁業のあり方についても触れ、資源の回復に応じて、漁獲量を増大させるため、小型魚から大型魚に漁獲対象をシフトするなど、クロマグロ漁業の構造改革の必要性についても提案しました。最後に藤田仁司水産庁資源管理部管理課長から国内管理措置について解説があり、一連の解説終了後、沖合・沿岸・養殖の各関係者と水産庁の間で意見交換を行い、それぞれの立場で活発な議論がなされました。

## 2. 静岡海区漁業調整委員会 第21期委員が任命される

漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構として、関係者に対する必要な指示や漁業権に関する事項について県知事に意見を述べること等により、水面の総合的利用と漁業生産力の発展に貢献する海区漁業調整委員会委員の4年に1度の改選が行われ、漁業法においてその構成が規定されている委員として、選挙による漁民委員9人、知事の選任による委員6人（学識経験者4人、公益代表者2人）、専門委員1人（知事が選任・議決権はない）が次のとおり決定し、8月29日開催の第1回委員会にて、宮原淳一氏が会長、鈴木精氏、福世準一氏が副会長に選出されました。なお、委員の任期は、平成28年8月15日から平成32年8月14日までの4年間となっています。

▽公選委員：日吉直人（いとう漁協代表理事専務） 鈴木 精（伊豆漁協理事） 長島孝好（静岡県旋網漁業者協会会長） 宮原淳一（由比港漁協組合長） 橋ヶ谷善彦（善生丸漁業生産組合） 福世準一（前南駿河湾漁協専務理事） 白柳達夫（浜名漁協理事） 大場 守（浜名漁協理事） 齋藤政和（静岡県しらす船曳網組合組合長）▽学識委員：鈴木伸洋（東

**安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう**

## 自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

海大学海洋学部教授） 齋藤安彦（弁護士） 田中克哲（漁村振興コンサルタント） 李 銀姫（東海大学海洋学部准教授） ▽公益委員：三浦綾子（常葉大学健康プロデュース学部准教授） 眞鍋淳子（フリーライター） ▽専門委員：影山佳之（公益財団法人静岡県漁業振興基金非常勤嘱託員）（敬称略）

## 3. 平成27年度の食料自給率を発表

## 農林水産省

農林水産省は、平成27年度の食料自給率を発表した。それによると、(カロリーベース)の自給率は、魚介類の国内生産及び自給率の高い主食用米等の需要量は減少したものの、小麦及びてん菜の国内生産が増加したことから前年度と同率の39%となりました。また、(生産額ベース)の自給率は、野菜及び畜産物の国内生産額が増加したことから、前年度2ポイント増の66%となっています。

水産物の自給率(重量ベース)は、食用魚介類で前年度1ポイント減の59%、非食用を含む魚介類全体でも1ポイント減の54%となりました。食用魚介類の国内生産量は、前年に比べマイワシ、サバ類等で漁獲量が増加しましたが、サンマ、ホタテガイ等は減少し前年比15万トン(4%)減となっています。国内消費仕向量は、輸入・輸出量ともに増加したものの国内生産量の減少により、前年比14万トン(2%)の減となっています。国内消費仕向量の減少よりも国内生産量の減少が大きかったことで自給率を減少させる結果となりました。また、海藻類の自給率については、国内生産量、国内消費仕向量ともに増加しましたが、国内消費仕向量の増加よりも国内生産量の増加が大きく、自給率は前年比より3ポイント増加し70%となっています。

## 4. 平成28年度船員労働安全衛生月間

## 9月1日から30日まで

国土交通省及び水産庁が主唱者となり、毎年9月1日から30日まで、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、船員労働安全衛生月間が実施されています。

本年度のスローガンは『持ち越さず その都度改善 危険箇所』となっており、①作業時を中心とした死傷災害防止対策 ②海中転落・海難による死亡災害防止対策 ③漁船における死傷災害防止対策 ④高齢船員の死傷災害及び疾病防止対策 ⑤生活習慣病等の疾病防止対策 ⑥その他の安全衛生対策 が重点事項です。

船員災害による船員の休職・離職は、海運業や漁業にとって人的資源の損失であるだけでなく、若年者に船員という職業を敬遠させる要因ともなり得ることから、月間中は、全国一斉、集中的に災害・疾病防止活動を展開すべく、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚と船員災害防止対策の一層の推進が図られるよう期待されています。

**漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう**